

地域密着型サービス 運営推進会議開催の手引き



モクセイの精霊 げん木

寒川町健康福祉部高齢介護課（令和6年11月校正）

【目 次】

1	運営推進会議の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	運営推進会議の議題について・・・・・・・・	2
3	運営推進会議に関するQ&A・・・・・・・・	3
4	運営推進会議等の合同開催について・・・・・・・・	4
5	個人情報の取扱いについて・・・・・・・・	4
6	会議記録の作成・公表・保存について・・・・・・・・	4
7	運営推進会議を活用した事業所評価について・・・・・・・・	4
8	根拠法令について・・・・・・・・	5

1 運営推進会議の概要

(1) 設置目的

運営推進会議とは、地域密着型サービス事業所（※）が、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものです。

※夜間対応型訪問介護は除きます。

(2) 設置主体

運営推進会議は、事業所が自ら設置、開催します。

(3) 開催回数（開催は必須です。）

＜サービスの種類＞	＜開催回数＞
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※） 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	おおむね 6 月に 1 回以上
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	おおむね 2 月に 1 回以上

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては介護・医療連携推進会議となります。

(4) 会議の構成員

	＜構成員として基準上明記されている者＞
1	利用者
2	利用者の家族
3	地域住民の代表者（例：自治会、町内会、民生委員、老人クラブなど町内団体の方）
4	市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員
5	提供サービスについて知見を有する者 ※学識経験者である必要はありません
6	地域の医療関係者 ※介護・医療連携推進会議のみ

2 運営推進会議の議題について

運営推進会議は、各事業所の活動状況について報告し、その報告内容について参加者から質問や意見、助言等を受けます。「地域に開かれたサービス」とするために第三者から評価や要望、助言等を受けることが重要です。事業所と利用者、家族だけで会議を開催することがないようにしてください。

また、「日頃から困っていること」、「不安に思っていること」、「地域とのネットワーク形成につながること」等、予め具体的な議題を決めておくことで、双方向的で有意義な会議となるよう配慮しましょう。

＜活動状況の報告内容＞

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ・事業所名（サービス種別） | ・利用者数 |
| ・平均年齢及び平均要介護度 | ・事業所の取組み |
| ・イベント等の実施状況 | ・事故報告 |
| ・次回会議開催予定 | ・利用率、入居率、入所率、サービス提供回数 |

＜議題の具体例＞

- ・利用者の現況と今後の課題
- ・利用者の1日の過ごし方について
- ・事業所近隣の地域の変化や課題
- ・家族や地域住民からの要望、意見
- ・事業所の自己評価
- ・避難訓練の実施と地域との協力体制構築
- ・避難行動要支援者の支援について（民生委員や自治会との連携等）
- ・地域との交流について
- ・職場実習の受け入れ等近隣の学校等との連携
- ・ボランティア団体の紹介
- ・自治会や老人会、子供会等との交流やイベントについて
- ・認知症ケアについて
- ・医療に関係すること（高齢者のかかりやすい疾患等）

※ここに記載したものはあくまでも一例です。例示した項目以外にも各事業所において必要と判断したものを追加していただいて構いません。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、基準上、介護・医療連携推進会議または運営推進会議において、自己評価結果を公表し、構成員から事業所評価（外部評価）を受ける必要があります。

3 運営推進会議に関するQ&A

Q 会議の構成員とされている「地域住民の代表者」とは、具体的にどのような方か。

A 厚生労働省の解釈通知では、「地域住民の代表者とは町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考えられる。」とされています。なお、必ずしも町内会や自治会の役員、民生委員に限定するものではなく、事業所近隣に住んでいる方も含みます。

Q 運営推進会議の構成員である「知見を有する者」とは、具体的にどのような職種や経験等を有するものか。

A 知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、当該サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べるることができる者を選任してください。

Q 運営推進会議の構成員について、「利用者、利用者の家族、地域の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等」とあるが、これらの者は必ず構成員とする必要があるのか。

A 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止するとともに、地域との連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、原則として、上記の者を構成員とする必要があります。

Q 同一人物が「利用者の家族」と「地域の代表者（町内会役員等）」、「地域住民の代表者（民生委員等）」と「知見を有する者」などを兼ねることは可能か。

A 「利用者の家族」については、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立場が異なることから、兼務することは想定していませんが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられます。

Q 事業所のイベント等と運営推進会議を同時に開催してもよいか。

A 地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としてイベント等と運営推進会議を同時に開催することは構いません。ただし、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされているため、イベント等とは区別した「運営推進会議の時間」を設けてください。

4 運営推進会議等の合同開催について

平成 30 年 4 月 1 日の制度改正により、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催することが可能になりました。

＜合同開催が認められる条件＞

- (ア) 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- (イ) 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- (ウ) 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議や運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は除く。）
- (エ) 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独で開催すること。

5 個人情報の取扱いについて

運営推進会議の中で使用する資料や利用状況報告から、個人の情報が特定されてしまう恐れがあります。個人名や家族構成等の周辺情報等は伏せるなど、個人情報の取扱いについては細心の注意を払ってください。

6 会議記録の作成・公表・保存について

運営推進会議での報告事項や会議出席者からの評価、要望、助言等について、会議記録を作成し、当該記録を公表してください。会議に参加していない方にも会議の内容が分かるようにしてください。

会議記録の公表方法については、事業所のホームページへの掲載や事業所内の見やすい場所（来訪者が確認しやすい場所）に掲示するなどの方法が考えられます。なお、会議の記録については、完結の日から 5 年間保存してください。

7 運営推進会議における事業所の評価について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議または運営推進会議において、第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行ってください。

8 根拠法令について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)

(地域との連携等)

第三十四条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

※準用

○小規模多機能型居宅介護（第八十八条）：第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

○認知症対応型共同生活介護（第百八条）：第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」～と読み替えるものとする。